

平成29年12月13日

各 位

会 社 名 株式会社ハピネット
代 表 者 名 代表取締役社長 榎本 誠一
(コード番号 7552 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役執行役員経営本部長
柴田 亨
電 話 番 号 03-3847-0410

訴訟の控訴審判決に関するお知らせ

平成28年11月9日付「当社に対する控訴の提起に関するお知らせ」および平成28年11月11日付「控訴の提起に関するお知らせ」でお知らせしました株式会社SRAホールディングスの子会社である株式会社SRAとの訴訟につきまして、本日付で東京高等裁判所より下記の内容の判決が言い渡されましたので、お知らせいたします。

記

1. 控訴審判決に至る経緯

(1) 当社は、株式会社SRAを開発委託先とし、平成17年より次世代基幹システムの開発に着手したところ、メイン機能である販売システムが合意された時期に納品されませんでした。

こうした中、株式会社SRAは当社に対して、平成23年3月31日付で業務委託料の未払いを理由として損害賠償請求(請求額4億245万9,817円)を求める訴訟(訴訟①)を、当社は株式会社SRAに対して、平成23年4月6日付で債務不履行を理由として既払業務委託料の返還及び損害賠償(請求額11億5,843万7,653円)を求める訴訟(訴訟②)を、それぞれ東京地方裁判所に提起し、訴訟①および訴訟②は併合のうえ審理され、平成28年10月31日付で東京地方裁判所により、概略、以下の判決が言い渡されました。

- ① 訴訟①(原告:株式会社SRA 被告:当社)
当社は株式会社SRAに2,232万5,625円及びこれに対する商事法定利率年6%の割合による金員を支払え。
- ② 訴訟②(原告:当社 被告:株式会社SRA)
株式会社SRAは当社に対し、金8億2,232万2,500円及びこれに対する商事法定利率年6%の割合による金員を支払え。
- ③ 訴訟費用は4分の3を株式会社SRA、4分の1を当社の負担とする。

(2) この判決に対して、株式会社SRAは平成28年11月8日付けで、当社は平成28年11月11日付けで、それぞれ控訴を提起し、東京高等裁判所に係属していました。

2. 控訴審判決の内容

本日、概略、次の通りの判決がなされました。

- ① 訴訟①(控訴人兼被控訴人:当社 被控訴人兼控訴人:株式会社SRA)
株式会社SRA及び当社の各控訴をいずれも棄却する。
- ② 訴訟②(控訴人兼被控訴人:株式会社SRA 被控訴人兼控訴人:当社)
株式会社SRAは当社に対し、金8億2,232万2,500円及びこれに対する商事法定利率年6%の割合による金員を支払え。(6億7,562万2,500円については、商事法定利率計算の起算点を原審のそれより遡った時点とされました。)
- ③ 訴訟費用は5分の4を株式会社SRA、5分の1を当社の負担とする。

3. 今後の見通し

上記のとおり、控訴審判決も当社の主張を大方認めた1審判決とほぼ同様の結論となりました。

この判決が当社の平成30年3月期の業績(連結・個別)へ与える影響等につきましては現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び開示すべき事項が発生した場合には、すみやかにお知らせいたします。

以 上